

ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引制度要綱

平成29年7月24日
株式会社東京金融取引所

項目	内容	備考
<p>I. 取引の仕組み</p> <p>1. ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引とは</p> <p>2. 取引の対象</p> <p>3. 限月取引</p> <p>(1) 限月取引の数</p> <p>(2) 限月取引の期間</p> <p>(3) 取引開始日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ円3ヵ月金利先物を成立させることができる権利を当事者の一方が相手方に付与し、相手方がこれに対して対価を支払うことを約する市場デリバティブ取引をいう。 行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の売付取引を成立させることができる権利（以下「プットオプション」という。）及び行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の買付取引を成立させることができる権利（以下「コールオプション」という。）の2種類とする。 取引最終日を権利行使対象先物取引限月の取引最終日と同一とする5限月取引制とする。 各限月取引の期間は、1年3か月とする。 各限月取引の取引開始日は、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の翌取引日とし、当該取引開始日の日中取引時間帯からあらたな限月取引を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利行使対象先物限月取引とは、権利行使により成立するユーロ円3ヵ月金利先物の限月取引をいう。 各権利行使対象先物限月取引の取引最終日は、その日中取引時間帯が3月、6月、9月又は12月の第3水曜日の2営業日前（日本の銀行休業日を除外する。）の日に属する取引日とする。

項 目	内 容	備 考
<p>4. 行使価格の設定</p> <p>(1) 行使価格の新規設定</p> <p>(2) 行使価格の追加設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらたな限月取引に設定する行使価格は、取引開始日の日中取引時間帯の属する営業日の前営業日におけるユーロ円3ヵ月金利先物の公式終値に最も近接する0.125の整数倍の数値を中心に0.125刻みで上下6種類ずつ、合計13種類とする。 ・本取引所は営業日ごとに、上記「(1) 行使価格の新規設定」に定める方法に従って、設定する行使価格を算定することとし、その結果既に設定している行使価格以外の数値がある場合には、当該数値を行使価格として追加設定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公式終値とは、各営業日の夜間取引時間帯終了後、先物取引の限月取引ごとに、本取引所が算出のうえ公表する値をいう。 ・原則として、一度設定した行使価格の廃止は行わないものとする。 ・本取引所が必要と認める場合には、行使価格の数を変更することができるものとする。
<p>5. 取引の成立方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション方式を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション方式とは、個別競争取引手法を示す(ユーロ円3ヵ月金利先物オプションに関する業務規程及び受託契約準則の特例第7条及び第8条)。
<p>6. 取引の付合せ時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中取引時間帯：午前8時45分から午後3時30分までとする。ただし、午前11時30分から午後0時30分までは付合せを行わない。 各限月取引の取引最終日の日中取引時間帯は、午前8時45分から午前11時までとする。 ・夜間取引時間帯：午後3時30分から午後8時までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中取引時間帯の開始前の15分間に、プレオープン時間帯(呼び値の受付専用時間帯)を設ける。 ・本取引所が必要と認める場合には、付合せ時間を臨時に変更することができるものとする。
<p>7. 取引単位、呼び値及び値幅制限</p> <p>(1) 取引単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーロ円3ヵ月金利先物の1取引単位とする。 	

項 目	内 容	備 考
(2) 呼び値	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 ・呼び値の表示方法は、小数点以下第3位（1,000分の5単位で表示）とする。 ・呼び値の最小変動幅は、0.005（0.5ティック=1,250円）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレオープン中に出される成行呼び値については、寄付条件を付さなければならない。 ・値段の継続性の維持及び取引参加者の誤入力防止の観点から、本取引所は別に定めるところにより、呼び値の受付を拒絶することができるものとする。 ・一度に発注できる数量の上限は 99,999 枚とする。
II. 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客が差入れ又は預託する証拠金所要額及び自己取引に係る証拠金所要額については、SPAN®方式により計算する。 ・SPAN®方式による証拠金所要額の計算において、本取引所に上場している他の金利先物等取引との間でのリスク相殺を認めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SPAN®は、CMEの登録商標である。SPAN®に関する全ての権利はCMEが所有し、本取引所はその使用許可を受けている。いかなる者のSPAN®の使用に関しても、CMEは一切その責任を負うものではない。
III. オプション料の授受 1. 取引参加者と本取引所との間での授受	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者と本取引所との間のオプション料の授受は、各清算参加者がオプション料として支払うべき金銭の額と受取るべき金銭の額との差額をもって、支払方となる清算参加者の支払いは取引が成立した取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌営業日の午前11時まで、受取方となる清算参加者の受取りは取引が成立した取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌営業日の午後2時以降に行うものとする。 ・非清算参加者と清算参加者との間のオプション料の授受は、清算参加者と本取引所との間のオプション料の授受に準じて行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オプション料とは、ユーロ円3ヵ月金利先物オプションの取得の対価をいう。

項 目	内 容	備 考
2. 顧客と取引参加者との間での授受	<ul style="list-style-type: none"> 顧客は、買付取引が成立したときは、これに係るオプション料を取引が成立した取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日以内の取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に支払うものとする。 取引参加者は、顧客の委託に係る売付取引が成立したときは、これに係るオプション料を取引参加者が定める方法により、顧客に支払うものとする。 	
IV. 建玉及び決済 1. 建玉 2. 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付取引及び買付取引は、それぞれ建玉として算定する。 取引参加者は、転売又は買戻しを行った場合には、当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の午後5時まで（取引最終日を迎えた限月取引については午後2時45分まで）に、転売・買戻しの別及び数量を本取引所に申告を行うものとする。本取引所は、当該申告に係る数量を、決済分として、当該取引参加者の建玉（非清算参加者の場合は、清算受託取引に係るその指定清算参加者の建玉）から減じるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 転売又は買戻しの申告方法は以下の2種類の方法とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別申告（成立した個々の取引ごとに申告を行う方法） (2) 一括申告（自己・受託区分ごとに各銘柄について申告を行う方法）
V. 権利行使 1. 権利行使期間 2. 権利行使の申告	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引の取引開始日の日中取引時間帯の属する営業日から、取引最終日の日中取引時間帯の属する営業日（以下「権利行使期間満了の日」という。）までとする。 取引参加者は、権利行使を行う場合には、その内容を、権利行使を行う日（以下「権利行使日」という。）の午後5時まで（権利行使期間満了の日を迎えた銘柄については、当該権利行使期間満了の日の午後2時45分まで）に、本取引所に申告を行うものとする。 顧客は、権利行使を行う場合には、その内容を、権利行使日の午後4時30分まで（権利行使期間満了の日を迎えた銘柄については、当該権利行使期間満了の日の午後2時30分まで）に、取引参加者に指示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカンタイプとする。

項 目	内 容	備 考
<p>3. 自動権利行使</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、権利行使期間満了の日に権利行使の申告がなされなかった有価値（イン・ザ・マネー）のプットオプション又はコールオプションを、当該オプションを有する取引参加者から権利行使の申告を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、権利行使期間満了の日の午後2時45分までに、権利行使をしない旨の申告がある場合には、この限りではない。 ・取引参加者は、権利行使期間満了の日に権利行使の申告がなされなかった有価値（イン・ザ・マネー）のプットオプション又はコールオプションを、当該オプションを有する顧客から権利行使の申告を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、権利行使期間満了の日の午後2時30分までに、権利行使をしない旨の申告がある場合には、この限りではない。 	
<p>4. 権利行使の割当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、権利行使の申告を受けた場合には、当該権利行使の対象となる売建玉の指定（以下「割当」という。）を行い、割当を行った取引参加者に対し、自己取引に係るものと受託取引に係るものに区分して、その内容を遅滞なく通知するものとする。 ・取引参加者は、受託取引に係る割当を受けた場合には、あらかじめ定めた方法により顧客に再割当を行い、当該顧客に対しその内容を直ちに通知するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再割当を行う方法は、以下のいずれか一つの方法とする。 (1) 取引が成立した順に割当を行う方法 (2) 無作為抽選に割当を行う方法 (3) 顧客の建玉に応じて比例的に割当を行う方法 (4) その他恣意性を排除して公平に行う方法

項 目	内 容	備 考
<p>5. 権利行使に伴う建玉の消滅</p> <p>(1) 取引参加者の権利行使に伴う建玉の消滅</p> <p>(2) 取引参加者への割当に伴う建玉の消滅</p>	<p>・本取引所は、取引参加者から権利行使の申告を受けた場合には、権利行使日の午後5時（権利行使期間満了の日においては、当該権利行使期間満了の日の午後2時45分）に、当該申告に係る数量を当該取引参加者の買建玉（非清算参加者の場合は、その指定清算参加者が有する清算受託買建玉）から減じるものとする。</p> <p>・本取引所は、取引参加者に割当を行った場合には、権利行使日の午後5時（権利行使期間満了の日においては、当該権利行使期間満了の日の午後2時45分）に、当該申告に係る数量を当該取引参加者の売建玉（非清算参加者の場合は、その指定清算参加者が有する清算受託売建玉）から減じるものとする。</p>	
<p>6. 権利行使に伴うユーロ円3ヵ月金利先物の成立</p> <p>(1) プットオプションの権利行使</p> <p>(2) コールオプションの権利行使</p>	<p>・本取引所がプットオプションの権利行使の申告を受け割当を行った場合には、権利行使日の午後5時（権利行使期間満了の日においては、当該権利行使期間満了の日の午後2時45分）に、当該申告を行った取引参加者には行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の売付取引、当該割当を受けた取引参加者には行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の買付取引がそれぞれ成立するものとする。</p> <p>・本取引所がコールオプションの権利行使の申告を受け割当を行った場合には、権利行使日の午後5時（権利行使期間満了の日においては、当該権利行使期間満了の日の午後2時45分）に、当該申告を行った取引参加者には行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の買付取引、当該割当を受けた取引参加者には行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の売付取引がそれぞれ成立するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
VI. 定率手数料	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が本取引所に納入する定率手数料の額は、原則として1取引単位あたり 50 円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税等相当額は別途徴収するものとする。
VII. 委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が顧客から徴収する委託手数料の額は、あらかじめ当該取引参加者と当該顧客との間で定めるところによるものとする。 	
VIII. その他 1. ブロック取引	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引についてブロック取引を行うことができる。 申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯の終了前の15分間を除いた付合せ時間(午前11時30分から午後0時30分を除く。)とする。 最低申込数量は100枚とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ブロック取引とは、取引参加者が本取引所に対して申込みを行うことにより、オークション方式によらずに、同一限月の売付取引と買付取引とを同時に成立させる取引をいう。
2. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引についてギブアップをすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ギブアップとは、取引参加者が自己のなした呼び値により成立させた取引について、その清算を他の取引参加者に行わせることをいう。 テイクアップとは、ギブアップに係る取引について、取引参加者がその清算を引き受けることをいう。

以 上